

## 夕張市庁舎整備検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本市の庁舎整備に関し、幅広い見地から協議検討を行うため、夕張市庁舎整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議検討し、その経過及び結果を市長に報告する。

(1) 庁舎整備に係る基本的な計画の策定に関する事項

(2) その他庁舎整備に関し必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員及び特別委員（以下「委員等」という。）で組織する。

2 委員等は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市内の団体から推薦を受けた者

(3) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員等の任期は、令和6年3月31日までとする。ただし、委員等が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員等の職を失うものとし、新たに要件を満たす者が委員等となるものとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員等の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員等の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めたときは、委員等以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

4 会議の記録は、委員等名及び個人情報に関する部分を伏せて公開するものとする。

### (秘密の保持)

第7条 委員等は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設課都市計画係において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月12日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以降、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。